

平成26年度母子保健対策関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

(平成25年度予算) (平成26年度予算案)
26,587百万円 → 19,506百万円

平成26年度予算案には、不妊に悩む方への特定治療支援事業
(補正予算案(所要額)13,204百万円)は、含んでいない。

1 慢性疾患を抱える児童などへの支援 13,012百万円 → 13,866百万円

(1) 小児慢性特定疾患治療研究事業【拡充】

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を補助する。また、難病対策と同様に平成26年通常国会に児童福祉法改正案を提出し、平成27年1月から、義務的な性質の公費負担医療として、制度の実施を予定している。

(2) 小児慢性特定疾病児童の自立へ向けた支援【新規】

- ・ 幼少期から慢性疾患に罹患しているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童について、地域による支援の充実により自立促進を図る。〔平成27年1月実施〕
- ・ 地域の小児慢性特定疾病児の支援策につき、関係者が協議するための体制を整備する。

(3) 小児慢性特定疾病登録管理システム開発及びデータ運用事業の実施【新規】

小児慢性特定疾病の治療研究に資する患児データについて、その登録内容の精度を向上させるため、医師が直接登録するためのシステム開発、そのデータを活用したデータベースの構築及びデータ提供のための体制の整備を行う。

(4) 療育指導事業の実施及び日常生活用具給付事業の実施

長期にわたり療養を必要とする児童の地域ぐるみの支援体制を確立するため、医師等による相談指導を行い、日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図るための事業を実施する。(※)

また、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児に対し日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図る。

※平成26年12月まで母子保健医療対策等総合支援事業において実施し、平成27年1月からは、小児慢性特定疾病児の自立へ向けた支援の一環として実施。

2 母子保健医療対策の強化

327百万円 → 1,135百万円

平成26年度予算案には、不妊に悩む方への特定治療支援事業（補正予算案（所要額）13,204百万円）は、含んでいない。

～地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化～

（1）妊娠・出産包括支援モデル事業の実施【新規】

妊産婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐ母子保健コーディネーターの配置、産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業、妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業といった各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業を実施する。

（2）生涯を通じた女性の健康支援事業の実施【拡充】

妊娠に悩む者に対する専門の相談員を女性健康支援センターに配置するとともに、女性健康支援センターに全国统一の電話番号を設けるなど相談支援体制を充実する。

不妊症及び不育症に対する専門の相談員を不妊専門相談センターに配置するとともに、土日の講習会の実施等により相談しやすい環境の整備を図ること、女性の健康を支援する。

また、HTLV-1母子感染予防対策の推進を図る。

（3）子どもの心の診療ネットワーク事業の実施

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。

（参考）平成25年度補正予算案 不妊に悩む方への特定治療支援事業 13,204百万円

平成26年度予算案での事業の他、安心こども基金において以下の支援を実施。

不妊治療に係る近年の医学的知見を踏まえ、より安心・安全な妊娠・出産に資する適切な支援の観点から、不妊治療に必要な費用の一部を助成する特定治療支援事業の助成対象範囲を見直し、40歳未満の方で新規に助成を受ける場合については、年間助成回数の制限を撤廃し、初年度6回まで助成可能とする。

また、制度の見直しが円滑に施行されるよう、対象者や医療機関等に対する周知や施行のための準備に係る経費を助成する。

3 未熟児養育医療等

3,474百万円 → 3,606百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

4 研究事業の充実（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）

701百万円 → 710百万円

子どもの健全育成を保障する持続可能な社会基盤の開発や改善等のために、妊産婦と子どもの二つの世代に着目して、保健・医療・福祉分野の社会的課題に対応する政策提言型の基盤的研究と社会的に対策が求められる成育疾患の病態解明や治療法開発を目指す研究を実施する。

5 児童虐待防止医療ネットワークの推進

児童虐待・DV対策等総合支援事業（3,743百万円）の内数

地域の医療機関が連携して児童虐待の早期発見・介入等の対応を行う虐待防止体制の整備を図るため、各都道府県等の中核的な医療機関に虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関への研修、助言等を行う。

小児慢性特定疾病対策関係予算について

(平成25年度予算) (平成26年度予算案)
13,012百万円 → 13,866百万円

1 小児慢性特定疾病に対する医療費助成 (※)

- 裁量的補助金→義務的な経費としての公費負担医療
- 医療費助成の対象疾患の拡大 対象疾患数
514疾患 → 約600疾患 (対象となる候補の疾患数)
- 受給者数：約11.0万人 → 約14.8万人 (平成27年度試算)
- 給付水準の見直し

2 小児慢性特定疾病児童の自立支援等

- 慢性疾患児童地域支援協議会運営事業
地域の関係機関、支援策についての情報共有及び支援の連携を協議会で実施する。
- 小児慢性特定疾病児童自立支援事業 (※)
幼少期から慢性疾患に罹患しているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童について、地域による支援の充実により自立促進を図る。
※現在実施している療育指導事業は、平成27年1月に本事業に移管
- 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図る。

3 小児慢性特定疾病の研究推進

- 小児慢性特定疾病の治療研究に資する患児データについて、その登録内容を向上させるため、医師が直接登録するためのシステム開発、そのデータを活用したデータベースの構築及びデータ提供のための体制の整備を行う。

※一部事業については、平成27年1月実施を予定している。

地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

当初予算案 8.5 億円
補正予算案 (所要額) 132 億円

少子化対策として、「子育て支援」「働き方改革」に加え、「地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化」を図る。

※「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針」、「少子化危機突破のための緊急対策」、「社会保障制度改革国民会議報告書」に位置付け

妊娠・出産に関する主な課題

- ① 様々な機関からのサービスが用意されているが、個人々の状況に即したサービスにスムーズにつながらない
- ② 妊娠・出産に関する悩み等について相談先がわかりにくい、相談しやすい体制がない
- ③ 不妊に関する専門的な相談について相談先がわかりにくい、不妊治療に係る精神的ストレス等の心の問題について十分に対応できていない
- ④ 晩婚化、不妊に関する知識不足、治療開始の遅れなどにより、必ずしも安心・安全な出産につながっていない
- ⑤ 核家族化や地域のつながりの希薄化等により、祖父母等による支援等を受けられず、相談相手もいないため妊産婦が家庭や地域で孤立している
- ⑥ 産院を退院した直後において、健康面の悩みや育児への不安などに対する支援が不足している

対応

- ① 個人々の状況に応じて、地域の各種サービス等を組み合わせ、必要な支援につなげる仕組みを構築する
- ② 女性健康支援センターの周知や、対応力の向上を図り、地域における相談・支援拠点の体制を充実する
- ③ 不妊専門相談センターの周知や、使いやすさの向上、専門的な相談への対応力の向上を図る
- ④ より安心・安全な妊娠・出産に資するよう、医学的な情報の提供のあり方や不妊治療の助成範囲を見直す
- ⑤ 助産師等による相談支援や、シニア世代が話し相手となる等の支援により、妊産婦の孤立感の解消を図る
- ⑥ 産後に宿泊・日帰り等による乳房ケア・心身のケアや休養等の支援を行う

妊娠・出産包括支援モデル事業【新規】

母子保健
コーディネーター
【新規】1.0 億円

女性健康支援
センター事業
【拡充】0.3 億円

不妊専門相談
センター事業
【拡充】0.1 億円

不妊に悩む方への
特定治療支援
事業
【補正予算案に計上】
132 億円

産前・産後
サポート事業
【新規】2.2 億円

産後ケア事業
【新規】4.9 億円

〈不妊に悩む方への支援の強化〉

〈妊娠・出産に係る相談・支援の強化〉

結婚前

結婚

妊娠

出産

産後

妊娠・出産にかかる相談・支援サービスの充実と連携強化(モデル事業のイメージ)



女性健康支援センター

- 身近では相談しづらい人工妊娠中絶、心の問題、婦人科疾患、更年期障害、不妊等の相談
- その他、医療機関への紹介など、幅広い相談への対応

〈利便性の強化〉
 ・全国統一番号の新設【新規】
 ・学習会の開催【新規】

不妊専門相談センター

- 不妊症・不育症問題を抱える夫婦に対する専門的相談
- 不妊治療を受けている方への心のケアの相談

〈利便性の強化〉
 ・土日等の講習会等の実施【新規】

〈対応力の強化〉
 ・相談員の研修会【新規】
 ・関係機関との連絡会議【新規】

母子健康手帳配布・乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健サービス

サービスの調整

母子保健コーディネーター【新規】

地域の実情に応じて、市町村保健センターやNPO法人に保健師・助産師等を配置



- ①妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供
- ②複数のサービスを利用し、かつ、継続的な支援を必要とする場合に、関係機関と調整し必要な支援につなぐ
- ③必要に応じて、定期的なフォロー

十 個人に即した支援をパッケージとして関係機関につなぐ!

妊娠に関する普及啓発

妊婦健診

両親学級等

医療機関によるケア

産後ケア事業【新規】
 心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を行う

乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児健診

子育て支援策

産前・産後サポート事業【新規】

助産師等による相談支援や、シニア世代が話し相手となる等の支援により、妊産婦の孤立感の解消を図る

妊娠前

妊娠期

出産

産後

育児

地域におけるモデル事業の展開

- 地域特性やサービス資源に応じた、よりよい組み合わせなどをモデル事業により検証し、全国展開を目指す。
 - ・地域ごとに、様々な機関の関係者が機能の連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期までの総合的相談や支援をワンストップで行えるよう、母子保健コーディネーターを配置
 - ・既存の支援に欠けている産後ケア事業と産前・産後サポート事業を組み入れ

不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実

○事業内容：不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

＜給付内容＞ 1年度あたり1回15万円（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したがるが得られない等のため中止したもの）については、1年度あたり1回7.5万円）、1年目は年3回まで、2年目を以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない

＜所得制限＞ 730万円（夫婦合算の所得ベース）

○実施主体：都道府県・指定都市・中核市

○補助率：1/2（都道府県・指定都市・中核市 1/2）

〔改善内容〕

妊産・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢に必要な治療を受けられるようにするため、40歳未満の方で新規に助成を受けられる場合については通算助成回数につき、初年度3回までから6回までに拡充するとともに、助成対象範囲の見直し等が円滑に施行されるよう、都道府県等に対し、対象者や医療機関等に対する周知や、施行のための準備に要する経費を補助する。

「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」報告書

《基本的考え方》

- 妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢
- 特定不妊治療により出産に至る確率がより高い年齢 } に必要な治療を受けられるようにする
- 長期間にわたる治療による身体面・精神面への負担にも配慮

《助成対象範囲の見直し内容》

	現行	見直し後
年齢制限	年齢制限なし	43歳未満
年間助成回数	年間2回 (初年度3回)	制限なし
通算助成回数	通算10回	40歳未満通算6回 43歳未満通算3回
通算助成期間	通算5年	制限なし

平成25年度補正予算(案)の概要

- 平成26年度から新規に助成を受けられる方のうち、40歳未満の方については、見直し後の制度を適用
- 左記助成対象範囲の見直し内容等を含めた制度見直しについて、円滑に施行されるよう、都道府県等に対し、対象者や医療機関等に対する周知や、施行のための準備に要する経費を補助

※ 助成対象範囲の見直しについては、平成28年度から実施